

H24 年度 海外制度調査

マレーシアにおける理容店、美容室、  
美容サロン事業に関する調査報告書

2012 年 10 月

独立行政法人 日本貿易振興機構 クアラルンプール事務所

本報告書は、マレーシアにおける理容店、美容室、美容サロン（ネイルサロンおよびエステティックサロンを含む）事業に関連する情報、外資規制、事業に必要な許認可、当該事業における外国資本家が利用可能なインセンティブ等、日本人、日系企業の投資家向けガイドとして役立つ情報を収集することを目的としています。

本報告書は、英語および日本語で作成しております。しかしながら、収集した書類やウェブサイトからの情報には、マレー語のみの情報があり、これらについては、最善を尽くし英語および日本語に翻訳してありますが、原本であるマレー語の書類・ウェブサイトも併せて参照されることをお勧めします。

本報告書で収集した情報の内容や提供した関連文書の正確性と完全性について、明確にまた暗に言明や保証をするものではありません。

本報告書が網羅する事項に関して読者の皆様が行動を起こされる際には、事前に専門家の助言を得られることをお勧めします。

## 目次

SECTION 1:	はじめに .....	1
SECTION 2:	理容店、美容室、美容サロン事業への外国資本参入 .....	2
2.1	国内取引・協同組合・消費者省（Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism）の認可 .....	2
2.2	外国資本参入に対する優遇措置 .....	3
2.3	外国のフランチャイズ .....	4
SECTION 3:	理容店、美容室、美容サロン事業に必要なライセンス .....	7
3.1	国内取引・協同組合・消費者省（Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism : MDTCC）の認可 .....	7
3.2	ビジネスライセンス（Business License） .....	7
3.3	就業者の資格 .....	8
3.4	外国人就業者の雇用パス .....	8
SECTION 4:	所轄官庁、業界団体、協会等の問い合わせ先 .....	10
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">添付資料 1</span>	理容店および美容室のライセンス条件 .....	13
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">添付資料 2</span>	2003年美容およびヘルス施設（連邦直轄区クアラルンプール市: WPKL）条例におけるビジネスライセンスの条件 .....	14

## SECTION 1: はじめに

---

現在マレーシアでは、理容店、美容室、美容サロン（ネイルサロン、エステティックサロンを含む）事業について、規制する法令や法律はなく、厳格には監理されていない。マレーシアにおける理容店、美容室、美容サロン事業は一般的に次の 2 種類に分けられる。

- (a) 理容店および美容室 - 髪のカットとトリートメントを扱う。
- (b) 美容サロン - 人の外見の改善・向上を扱う。

上記 2 種類のカテゴリのうち、マレーシア政府は 2011 年、美容サロン事業および美容療法などのサービスに関する規制を設ける意向を発表した。これは、美容療法やサービスが適切に規制・監理されなければ、消費者の健康被害の可能性もあり、また苦情申し立てもあることによる。

保健省（Ministry of Health : MOH）は、国内取引・共同組合・消費者省（Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism : MDTCC）とともに、現在「美容産業ガイドライン」（Beauty Industry Guidelines : BIG）<sup>1</sup>のドラフトを作成中である。2012 年 10 月現在、当該ガイドラインは未公表であり、入手できない。MDTCC によれば、BIG では「美容療法」、「美容セラピスト」について以下のように定義している。

- 「美容療法」とは、フェイシャルトリートメント、ボディトリートメント、化粧品の塗布、マニキュア・ペディキュア、付け爪の装着・補修、電気分解療法、温・冷ワックスを用いた脱毛を含む、人の外見を維持、改善・向上させる、または、より健康的な気分にするを意図したあらゆる方法・手段のことである。
- マッサージ師、美容師、エステティシャン、美容コンサルタント、エステティック・セラピスト、エステティック・アシスタントマネージャー、エステティック・マネージャー、コンプリメンタリー・セラピスト、メーキャップ・アーティスト、ネイル・テクニシャンを含む、美容産業の専門家をまとめて「美容セラピスト」と呼ぶものとする。

MOHは、皮膚科専門医、整形外科医、医師およびMOHの担当で構成する委員会を設置し、BIG の作成・レビューに当たっている。日程は明らかにされていないが、BIGは近日発表されるようである。

---

<sup>1</sup> BIG に関する新聞記事 <http://thestar.com.my/news/story.asp?file=/2011/11/14/nation/9898547&sec=nation>

## SECTION 2: 理容店、美容室、美容サロン事業への外国資本参入

---

### 2.1 国内取引・協同組合・消費者省（Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism）の認可

国内取引・協同組合・消費者省（Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism : MDTCC）は、マレーシアにおける国内流通取引およびサービスに関し、監理・規制を行う主たる政府機関である。

MDTCC は、「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン」（Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia : 以下、MDTCC ガイドライン）<sup>2</sup> を策定・公表し、理容店、美容室、美容サロン事業を含むマレーシアにおける小売、サービス業のほとんどを管轄している。

MDTCCによれば、MDTCCガイドラインは外国資本参入が過半である場合（すなわち、外国資本が会社の合計資本の50%超を占める場合）のみ適用されるということである。

理容店、美容室、美容サロン事業は、「MDTCCが監理する規制のないサービス」（Unregulated services under the purview of MDTCC）<sup>3</sup> であり、MDTCCガイドライン上、「さまざまなその他の流通形態」（“Various Other Distribution Format”）のカテゴリーに入るとされている。

MDTCC ガイドライン上、マレーシアで流通取引・サービスを行う会社は、最低 100 万リンギの払込資本が求められ、MDTCC の事前認可を取得しなければならない。さらに、申請会社の払込資本金が 100 万リンギあったとしても、自動的に認可されるものではない。

MDTCC は、申請の審査を行う際に、認可の判断のため下記事項を考慮に入れ、検討する。

- マレーシアの社会・経済発展への貢献がなされること。
- 外資による相当額の直接投資が行われること。
- 計画されている業態において、マレーシアの事業者が存在しないこと。
- 雇用機会が創出されること。
- 技術・スキルの移転があること。
- 事業内容がユニークであり、特別であること。

現在 MDTCC は、ハイパーマーケットおよびスーパーストアを除き、MDTCC の認可申請を行う会社に、外国資本、または最低マレーシア資本の規制を課していない。すなわち外国投資家による 100%株式保有が可能である。

---

<sup>2</sup> MDTCC ガイドライン

[http://www.kpdnkk.gov.my/kpdnkk-theme/images/pdf/WRT\\_Guideline.pdf](http://www.kpdnkk.gov.my/kpdnkk-theme/images/pdf/WRT_Guideline.pdf)

<sup>3</sup> 「MDTCC が監理する規制のないサービス」のリスト

[http://www.kpdnkk.gov.my/c/document\\_library/get\\_file?uuid=9f8e19a5-11b2-4b85-bd57-5edfbb52b1ed&groupId=10137](http://www.kpdnkk.gov.my/c/document_library/get_file?uuid=9f8e19a5-11b2-4b85-bd57-5edfbb52b1ed&groupId=10137)

<http://www.kpdnkk.gov.my/en/web/guest/peniaga/kawalselia-industri-perkhidmatan>

しかしながら、MDTCC は外国資本参入がなくともマレーシア人が行えるような業種には、最近では認可をおろさない傾向にある。

MDTCC によれば、理容店事業は「禁止業種」とみなされ、外国資本の参入は認められておらず、美容室および美容サロン事業については、申請案件のメリットによっては考慮されるということである。

MDTCCガイドラインおよびその条件・規制は、法令ではない。つまり法的義務ではないので、これらのガイドラインを遵守しなくても法的に罰せられることはない。従って、MDTCCの認可を得ていなくても、法律に違反しているわけではないため、理容店、美容室、美容サロンを含む外国資本の小売やサービス事業者の中には、この認可を持たずに経営をしている者も少なくない。

しかしながら、外国資本所有の小売やサービス事業者は、MDTCCの認可を得ず経営ができたとしても、その他の所轄官庁から認可を得るのに困難が生じる場合がある。

MDTCCの認可書は、例えば、MDTCCが管轄する事業を行う会社が駐在員・外国人の雇用パスを入国管理局に申請する際の必要書類の1つとなっている。

現在 MDTCC が発行する認可書は、その発効日から 2 年間のみ有効であり、期限が切れる前に更新申請を行わなければならない（2012 年 10 月時点）。

流通取引セクターへの外国資本参入に関する MDTCC への認可申請は、下記委員会に提出する。

Secretary  
Committee on Distributive Trade  
Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism  
No. 13, Persiaran Perdana, Presint 2  
Federal Government Administration Centre  
62623 Putrajaya  
Tel : 603-8882 5838  
Fax : 603-8882 5941  
Website : <http://www.kpdnkk.gov.my>

申請チェックリスト

[http://www.kpdnkk.gov.my/c/document\\_library/get\\_file?uuid=5cdc39f7-c372-4598-b0d1-83b7e578178c&groupId=10137](http://www.kpdnkk.gov.my/c/document_library/get_file?uuid=5cdc39f7-c372-4598-b0d1-83b7e578178c&groupId=10137)

申請書フォーム

[http://www.kpdnkk.gov.my/c/document\\_library/get\\_file?uuid=736e15a7-340a-4901-9373-29b5786bb899&groupId=10137](http://www.kpdnkk.gov.my/c/document_library/get_file?uuid=736e15a7-340a-4901-9373-29b5786bb899&groupId=10137)

## 2.2 外国資本参入に対する優遇措置

マレーシアにおける理容店、美容室、美容サロンの事業について、マレーシア資本、外国資本のいずれに対しても特定の優遇措置はない。

## 2.3 外国のフランチャイズ

マレーシアにおけるフランチャイズは、1998年フランチャイズ法（Franchise Act 1998 : Franchise Act）<sup>4</sup>で規制されている。

マレーシアで理容店、美容室、美容サロンをフランチャイズとして経営するには、フランチャイズ登録局（Registrar of Franchise : ROF）に登録しなければならない。ROFはMDTCCの管理下にある。

「フランチャイザー」「フランチャイジー」「マスターフランチャイジー」の定義は以下の通り。

フランチャイズの種類	定義
フランチャイザー Franchisor	マスターフランチャイジーの権利およびサブフランチャイジーを他者に与える権利を包括したフランチャイズの権利をフランチャイジーに与える者。
マスターフランチャイジー Master Franchisee	フランチャイザーよりフランチャイズの権利を自己負担で他者にサブフランチャイズとして与える権利を与えられた者。
外国からのフランチャイザー のフランチャイジー Franchisee of Foreign Franchisor	外国のフランチャイザーから権利を与えられた者、しかし他者にサブフランチャイズを与える権利は持たない。

フランチャイズ法第54条に基づき、外国のフランチャイザーがマレーシアでフランチャイズ事業を行う場合、ROFに登録をしなければならない。

フランチャイズ登録のガイドラインおよび申請フォーム  
<http://www.franchisemdtcc.gov.my/pusatmuatturun>

### 2.3.1 外国の「フランチャイザー」がマレーシアにおける自身の事業体を持たない場合

外国の「フランチャイザー」がマレーシアに不在の場合、事業はマレーシアで設立された他の会社が「マスターフランチャイジー」か「フランチャイジー」として行い、外国の「フランチャイザー」にロイヤリティを支払うような事業形態も可能である<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> フランチャイズ法

<http://www.franchisemdtcc.gov.my/aktafrancais1998> または

<http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.%2012/Act%20590.pdf>

フランチャイズ登録の申請には下記情報・書類を ROF に提出しなければならない。

- 趣意書
- 会社設立日および事業開始日
- フランチャイズのコンセプトおよび会社の経歴
- フランチャイズ事業の経歴（自社所有のアウトレットおよびフランチャイズ店）
- マレーシアで予定しているマスターフランチャイジーまたはフランチャイジー（あれば）
- フランチャイジーのリスト（自国内外）
- 会社設立登記書の認証付きコピー
- 商標登録証の認証付きコピー
- 申請費用（50.00 リンギ）
- 店舗のパフレット・写真
- フランチャイズ契約書のドラフト

申請書は下記に提出する。

フランチャイズ登録局  
Registrar of Franchise  
Franchise Development Division  
Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism  
Level 1, Menara Block,  
No. 13, Persiaran Perdana, Presint 2,  
Federal Government Administration Centre  
62623 Putrajaya.

Tel : 603-8882 5585

Fax : 603-8882 5583

Website : <http://www.franchisemdttcc.gov.my>

### 2.3.2 外国の「フランチャイザー」がマレーシアで事業を行う場合

外国の「フランチャイザー」がマレーシアでフランチャイズの美容関連事業を自身で直接行う場合は、以下の事項が必要である。

(i) 1965 年会社法に基づき、会社を設立する。

(ii) MDTCC の認可を得る。

フランチャイズ事業は、事業体がマレーシアに存在しない場合を除き、外資が 50%超の場合、MDTCC ガイドラインが適用されるため、MDTCC への認可申請が必要である。（上述 2.1 参照）

(iii) 1998 年フランチャイズ法に基づく登録を行う。

---

<sup>5</sup> 外国からのフランチャイザー、マスターフランチャイジーは、ウェブサイトよりオンライン登録ができる。  
<http://www.myfex.gov.my/v2/auth/myfex/>



申請会社は、所定書式 Form BAF2 および必要書類を併せて、フランチャイズ登録局に申請を行う。

フランチャイズ登録チェックリスト

[http://www.franchisemdtcc.gov.my/panduanpendaftaran?p\\_p\\_id=56\\_INSTANCE\\_10k4&p\\_p\\_lifecycle=0&p\\_p\\_state=normal&p\\_p\\_mode=view&p\\_p\\_col\\_id=column-500&p\\_p\\_col\\_count=1&page=3](http://www.franchisemdtcc.gov.my/panduanpendaftaran?p_p_id=56_INSTANCE_10k4&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-500&p_p_col_count=1&page=3)

ROF の登録完了後、会社はセクション 3 にあるビジネスライセンス、雇用パスなどその他の認可申請を行うことができる。

## SECTION 3: 理容店、美容室、美容サロン事業に必要なライセンス

### 3.1 国内取引・協同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism : MDTCC) の認可

MDTCC ガイドライン上、マレーシアで理容店、美容室、美容サロンを含む、流通取引事業を外国資本50%超の会社で行う場合、MDTCCから事前認可を取得しなければならない。(上述2.1をご参照)

### 3.2 ビジネスライセンス (Business License)

理容店、美容室、美容サロンの事業について、現在規制する法令がないため、これらの事業を行うことについて発行される事業のライセンスというものはない。

しかしながら、理容店、美容室、美容サロンの事業は、事業所の施設において営業を行うため、事業所施設について発行されるライセンスである「ビジネスライセンス」を事業所所轄の地方自治体(市役所等)から取得する必要がある。

ビジネスライセンスの申請手続きおよび要件は、自治体により一部異なるが、一般的に必要な書類は、下記の通りである。

- 会社定款のコピー
- フォーム 9 のコピー – 会社設立登記書
- フォーム 49 - 取締役、マネージャー、会社秘書役のリスト
- 事業所の周辺図およびレイアウト図面のコピー
- 印紙税納付済みの売買契約書(オーナーの場合)、または賃貸契約書(賃貸の場合)のコピー
- 建物使用許可書(Certificate of Fitness : CF または Certificate of Completion and Compliance : CCC) のコピー
- 消火器領収書のコピー
- 納付済み土地に関する固定資産税のコピー
- 直近の建物に関する固定資産税のコピー

申請フォームは、所轄の地方自治体のウェブサイトまたは窓口より入手する。

ガイドラインおよび申請フォーム

<http://www2.epbt.gov.my/portal/?rid=forms&id=LESEN>

クアラルンプール市役所(Dewan Bandaraya Kuala Lumpur : DBKL)では、条例に基づき添付1(理容店および美容室)、添付2(美容サロン)のビジネスライセンスの条件を発行している。

DBKL 申請フォーム

<http://www.dbkl.gov.my/images/departments/jpppk/form/orang lesen komposit.pdf>

上記は、DBKL 管轄の理容店、美容室、美容サロンに限定される内容であり、別な地域での事業所施設の立地には、所轄の地方自治体に確認することをお勧めする。

### 3.3 就業者の資格

現在、マレーシアにおける理容店、美容室、美容サロン事業は規制されていないため、このような事業のオーナーや就業者に対して、特に必要な資格は要求されていない。

しかし、BIG が導入されれば「美容セラピスト」（美容療法を施す者）には、一定の「美容療法」サービスを行うための資格要件が課されるようである。

### 3.4 外国人就業者の雇用パス

理容店、美容室、美容サロンが外国人を会社で雇用する場合、入国管理局より雇用パスを取得しなければならない。

入国管理局は外国資本 50%超の理容店、美容室、美容サロンの雇用パス申請には MDTCC の認可書が必要である。

MDTCCによれば、MDTCCガイドラインは、外国資本50%超の会社のみが対象となるとしている。しかしながら、MDTCCは、外国資本が50%以下の会社に対し、当該ガイドラインから免除するといった「免除」レターは発行していない。従って、これらの会社が雇用パス申請を行うのは、実際には非常に困難な状況となっている。

さらに、入国管理局では最近（2012年）「MDTCC 監理下にある雇用パスの申請が認められない、または勧められないセクターのリスト」を発行した<sup>6</sup>。このリストにはスパ、ヘア、美容サロン、マッサージパーラーが含まれ、以下のように記載されている。

No.	事業セクター	例外
1	スパ Spa Industry	会社の事業所がホテル内にあり、かつ株主が雇用パスを申請する場合
2	サロン Salon	例外なし
3	マッサージパーラー Massage Parlour	例外なし

入国管理局は「サロン」や「スパ」で就業する外国人の雇用パスは、一般に認可していないということであるが、外国人が「オーナー」（株主）や重要な役職、例えばトレーナーやスペシャリストなどで、サロンが MDTCC の認可を取得していれば、ケースバイケースで申請は考慮するようである。

雇用パス申請は、下記入国管理局本局に提出する。

<sup>6</sup> 「MDTCC 監理下にある入国管理局の雇用パス申請が認められない/勧められないセクターのリスト」（同サイト内添付 E）

<http://www.imi.gov.my/index.php/en/main-services/expatriate/1st-stage-application-for-a-post>

Employment Pass Division  
The Immigration Department  
3rd Floor, Block 2G4 (PODIUM)  
Precinct 2  
Federal Government Administrative Centre  
62550 Putrajaya

Tel : 03-8880 1000

Fax : 03-8880 1200

Website : <http://www.imi.gov.my>

## SECTION 4: 所轄官庁、業界団体、協会等の問い合わせ先

理容・美容産業に関する所轄官庁、業界団体、協会の問い合わせ先は、下表の通りである。

No.	所轄官庁・業界団体・協会	問い合わせ先
1.	保健省 Ministry of Health	Block E1, E6 & E10 Kompleks E, Pusat Pentadbiran Kerajaan Persekutuan 62590 Putrajaya  Tel : 03-8883 3888 Fax : 03-8883 4888 Website : <a href="http://www.moh.gov.my/">http://www.moh.gov.my/</a>
2.	国内取引・共同組合・消費者省 流通取引委員会 Committee on Distributive Trade Ministry of Domestic Trade, Co- operatives and Consumerism	No. 13, Persiaran Perdana, Presint 2 Federal Government Administration Centre 62623 Putrajaya  Tel : 03-8882 5838 Fax : 03-8882 5941 Website : <a href="http://www.kpdnkk.gov.my">http://www.kpdnkk.gov.my</a>
3.	会社登記所 Companies Commission of Malaysia	Menara SSM@Sentral No 7, Jalan Stesen Sentral 5 Kuala Lumpur Sentral 50623 Kuala Lumpur  Tel : 03-2299 4400 Fax : 03-2299 4411 Website : <a href="http://www.ssm.com.my/en">http://www.ssm.com.my/en</a>
4.	国内取引・共同組合・消費者省 フランチャイズ登録局 Registrar of Franchise, Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism	Level 1, Menara Block, No. 13, Persiaran Perdana, Presint 2, Federal Government Administration Centre 62623 Putrajaya  Tel : 03-8882 5585 Fax : 03-8882 5583 Website : <a href="http://www.franchisemdttcc.gov.my">http://www.franchisemdttcc.gov.my</a>

5.	入国管理局 Immigration Department	Expatriate Service Immigration Department Headquarters No. 15, Level 1-7 (Podium) Persiaran Perdana Presint 2 62550 Putrajaya  Tel : 03-8880 1000 Fax : 03-8880 1200 Website : <a href="http://www.imi.gov.my/index.php/en/">http://www.imi.gov.my/index.php/en/</a>
6.	マレーシアフランチャイズ協会 Malaysian Franchise Association	1st Floor Wisma Motor 339 Jalan Tuanku Abdul Rahman 50100 Kuala Lumpur  Tel : 03-2697 1557 Fax : 03-2697 1559 Website : <a href="http://www.mfa.org.my/">http://www.mfa.org.my/</a>
7.	クアラルンプール市役所 Kuala Lumpur City Hall (DBKL)	DBKL Tower 1 Jalan Raja Laut 50350 Kuala Lumpur  Tel : 03-2617 9000 Fax : 03-2698 0460 Website : <a href="http://www.dbkl.gov.my/index.php?lang=en">http://www.dbkl.gov.my/index.php?lang=en</a>
8.	マレーシア医師会 Malaysian Medical Association (MMA)	4 <sup>th</sup> Floor, Bangunan MMA 124 Jalan Pahang 53000 Kuala Lumpur  Tel : 03-4041 1375 Fax : 03-4041 8187 Website : <a href="http://www.mma.org.my/Home/tabid/36/Default.aspx">http://www.mma.org.my/Home/tabid/36/Default.aspx</a>
9.	マレーシア美容療法協会 Malaysian Beauty Therapy Association	33, Jalan Kenari 22 Bandar Puchong Jaya 47100 Puchong Selangor  Tel : 03-8075 8333 Fax : 03-8075 8222 Website : なし

10.	マレーシア理容協会 Malaysian Hair Dressing Association	15-1 & 15-2 Jalan 14/22 Right Angle 46100 Selangor  Tel : 03-7957 2019 Fax : not available Website : <a href="http://www.go4hc.com">http://www.go4hc.com</a>
11.	マレーシアウェルネス&スパ協会 Malaysian Association Of Wellness & Spa	23-2, Subang Business Centre Jalan USJ 9/5Q Subang Jaya 47620 Selangor  Tel : 03-8023 4528 Fax : 03-8023 0830 Website : <a href="http://www.mawspa.org">http://www.mawspa.org</a>

## 添付資料 1

### 理容店および美容室のビジネスライセンス条件（連邦直轄区クアラルンプール市の場合）

1. 有効なビジネスライセンスを見やすい場所に常に掲示しなければならない。
2. 施設内で生演奏、カラオケ、スヌーカー・ビリヤードを行うことは、認められない。
3. 理容店・美容室の就業者は 18 歳以上でなければならない。
4. 理容師・美容師は、適切なユニフォーム、またはきちんとした清潔な仕事着を着用しなければならない。
5. 理容師・美容師の接客行為は、適切でなければならない。
6. 理容師・美容師は、年に 1 度は政府認定の医師の健康診断を受け、診断書をクアラルンプール市役所（Kuala Lumpur City Hall）に提出しなければならない。
7. 施設の改装について、クアラルンプール市役所の建築物局（Building Department）からの事前認可なしに、施設に壁や部屋を設けることは認められない。
8. 施設での飲食や飲食物の販売は認められない。
9. 施設へのペットの持ち込み、または施設内でペットを飼うことは認められない。
10. 施設のドアまたは壁はガラス張りとし、建物の中からも外からもはっきり見えるようにしなければならない。ガラスに張り付ける写真やポスターは、ガラス全体を覆うものであってはならない。
11. 施設は理容店または美容室の目的のみに使用されなければならない。施設を売春、ギャンブル、薬物使用等の他の目的で悪用してはならない。事業主の責任において、このような行為が行われないようにしなければならない。
12. クアラルンプール市長または市長により権限を与えられた担当官は、査察のために支障なく随時施設に立ち入ることができる。
13. ライセンス取得者または事業主が上記条件に従わなかった場合、1979 年理容・美容条例（Barber and Hairdressers By-Laws : WP）および 1982 年広告条例（Advertisement By-Laws : WP）に基づき、法的措置が行使される。



## 添付資料 2

### 2003年美容およびヘルス施設（連邦直轄区クアラルンプール市：WPKL）条例 におけるビジネスライセンスの条件

1. ヘルスセンター、スパ、マッサージセンター、美容センター施設を運営するライセンス取得者は、ライセンスを見やすい壁・場所に常に掲示しなければならない。
2. 美容療法センター、ヘルスセンター、スパ、マッサージセンター施設の営業時間は、午前7時から午後12時までとする。
3. ヘルスセンター、美容センター施設内で生演奏、カラオケ、スヌーカー・ビリヤードを行うことは認められない。
4. ライセンス取得者は、施設が美容療法、健康療法、スパ、疲労回復のためのマッサージのみに使用されることを担保しなければならない。施設をセックスサービスの提供、売春、ギャンブル、薬物乱用またはその他乱暴な行動、不道德な行為に悪用することは禁止する。
5. 美容ケアセンターのライセンス取得者は、マレーシア保健省（Ministry of Health）が認可した物質と美容製品を使用し、顧客の安全のために、常に施設を清潔に保たなければならない。
6. ヘルスセンター、スパ、マッサージセンターのライセンス取得者は、オープンコンセプトのマッサージ空間を提供し、床からの高さが2メートル以内のカーテンまたはスクリーンのみを使用し、マッサージ用のベッドを隔てるものとする。または、
7. マッサージサービスを行う場所・部屋には、2台以上のベッドを置き、マッサージ専用のベッド、シングルベッド、またはシングルベッドマットレスを使用しなければならない。ドアを付ける場合は、ドアに鍵を掛けてはならず、ドアの4分の1を占めるサイズの透明ガラスを取り付けなければならない。
8. ライセンス取得者は、就業者およびマッサージ師の名前、身分証明書番号またはパスポート番号、現住所、資格、写真を記録・登録し、登録簿として更新・保管しなければならない。
9. ライセンス取得者は、必ず年に1度、就業者およびマッサージ師に、1971年医師法（法令50）（Medical Act 1971 : Act 50）に登録されている医師の健康診断を受けさせなければならない。
10. ライセンス取得者は、ライセンス更新申請の際、クアラルンプール市長宛、就業者およびマッサージ師を登録し、その情報に変更があった場合は、書面通知しなければならない。
11. ライセンス取得者は、就業者およびマッサージ師にユニフォームを提供し、マッサージを行っている時間中はユニフォームの着用を徹底させなければならない。
12. ライセンス取得者は、法令およびライセンスの条件遵守を保証するため、クアラルンプール市長が定めた保証金を預け入れなければならない。

13. ライセンス取得者は、下記事項が禁止されている。
  - 13.1 21才未満のマッサージ師を雇用すること。
  - 13.2 感染性のある疾病の疑いがある就業者またはマッサージ師を雇用すること。
  - 13.3 売春婦または性格に問題があると知られているまたは思われている就業者またはマッサージ師を雇用すること。
  - 13.4 ヘルスセンター、マッサージセンター施設に猥褻な写真や物を展示すること。
14. ライセンス取得者は、以下の安全対策を取り、施設を清潔に保たなければならない。
  - 14.1 施設全体およびマッサージのスペース、トイレ、浴室、ベッド、ベッドシート、床、リビングルームは常に清潔であること。
  - 14.2 プラスチック袋を付けた適切なゴミ箱を提供すること。
  - 14.3 消火器などの適切な消防設備を目立つ場所に設置すること。
  - 14.4 全ての通路、階段、入口、出口には障害物を置かないこと。
15. 当該条例下で発行されたライセンスは譲渡できない。
16. 美容療法センター、ヘルスセンター、スパ、マッサージ施設のライセンスは、期限が切れる 60 日以内に更新しなければならない。

クアラランプール市長は、ライセンス条件を適宜修正する権限を持つ。

#### 違反行為について

ヘルスセンター、マッサージセンター施設のライセンス取得者が、2003 年美容・ヘルス施設 (WPKL) 条例 (Beauty and Health Establishment (WPKL) By-Laws 2003) の条項およびライセンスの条件に違反し、有罪となった場合、ライセンスは取り消され、保証金は没収される。

クアラランプール市  
ライセンス課  
2003 年 7 月  
Pin. 2005/04/PP-2205/04/15

**本報告書の利用についての注意・免責事項**

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス部で取りまとめたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。